

諮問番号：平成30年度諮問第34号

答申番号：平成30年度答申第32号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人の年金収入だけでは家賃、電話代及び光熱費を支払うことができないにもかかわらず、原処分（生活保護変更処分）が保護費を支給せず、医療費の自己負担を求めたことは違法又は不当である。

#### 2 処分庁の主張の要旨

平成30年9月の請求人の収入充当額は最低生活費を「2万970円」上回ったため、同額を本人支払額として医療機関へ支払うよう原処分を行ったものであり、適法かつ正当なものである。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 原処分における保護費の算定に違法又は不当な点は認められない。

2 請求人は、年金収入だけでは家賃、電話代及び光熱水費を支払うことができないにもかかわらず、原処分が保護費を支給せず、医療費の自己負担を求めたことは違法又は不当であると主張するが、保護は、保護基準により測定した最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされていることを前提として、原処分は法令等に基づき適正に行われていると認められる。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 第4 調査審議の経過

平成30年11月14日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月20日の審査会において、調査審議した。

### 第5 審査会の判断の理由

保護は、保護基準により測定した要保護者の最低生活費を基とし、そのうち、

その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（生活保護法第8条第1項）。この保護基準において、最低生活費の算定における基準生活費は、居宅で生活する者については、個人単位に算定できる生計費（第1類）と世帯共通的な経費（第2類）の組合せにより年間の需要を平均した月額で示されており、また、病院又は診療所に1か月以上入院する者については、居住地にかかわらず入院患者日用品費として基準額は22,680円以内と定められている。

こうした最低生活費の算定における入院患者日用品費は、病院又は診療所に1か月以上入院する者で当該病院又は診療所において給食を受けるものについては、当該病院又は診療所での食費等に要する費用は医療扶助により賄われることとなるから、身のまわりで使用する日常生活必需品その他の生活費を賄うため支給されるものとされており、この点について特段の不合理な点は見受けられない。

そこで本件についてみると、原処分は、保護基準により請求人の最低生活費が算定され、請求人の収入の認定も適正である。また、請求人の年金収入が保護基準により算定された生活扶助及び住宅扶助の合計額を上回っており、原処分は、この上回る額を請求人が入院する医療機関に直接支払うべきことを決定したものと認められる。

この点、請求人は、年金収入だけでは家賃、電話代及び光熱水費を支払うことができないにもかかわらず、原処分が保護費を支給せず、医療費の自己負担を求めたことは違法又は不当であると主張する。しかしながら、保護は、保護基準により測定した最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされているところ、生活扶助、住宅扶助及び医療扶助の対象となっている請求人の年金収入は、長期間入院することとなった被保護者に係る保護基準により算定された生活扶助及び住宅扶助の合計額を上回っており、生活扶助及び住宅扶助に相当する費用を年金収入で賄ってもなお請求人には残余が生じることが認められる。したがって、請求人に対する医療扶助は上記残余の額を差し引いた上でなお不足する範囲内で行われるべきものであり、当該残余の額を請求人が医療機関に直接支払うべきこととした処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、また、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

委 員 (会長) 岸 本 太 樹

委 員 中 原 猛

委 員 八 代 眞 由 美